

章	5	身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち
大項目	01	環境への負荷の少ない社会システムの構築
施策	01	環境への負荷の低減

目的

区内の大気汚染、騒音・振動、悪臭の状況を把握するとともに、公害の発生源に対する規制・指導を充実し、汚染物質の排出低減を図ります。また、地球温暖化防止に寄与する様々な取組みを進めていくために、区民や事業者(特に中小事業者)の省エネ行動を広く支援・促進し、二酸化炭素排出量の削減を目指します。

対象・手段

本庁、四谷の2測定局で大気質等の常時測定、区内4交差点での大気汚染測定 神田川及び妙正寺川の水質調査 酸性雨調査 ダイオキシン類調査 自動車騒音・道路交通振動の測定・評価(1.要請限度に関する測定 2.環境基準に関する測定) 繁華街の騒音対策 工場・事業所等の臭気・燃料調査 アスベスト除去・建設作業の監視 有害化学物質の対策 区民・事業者等の意識改革のための環境学習情報センターを核とした啓発事業

施策の方向

大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、悪臭の状況を監視し、大きな発生源に対しての対策を進めることで、区民の健康を保護し、生活環境を保全していきます。また、区民や事業者の省エネ意識の向上を図り、二酸化炭素排出量の削減につなげていきます。

基本計画(平成10～19年度)の目標達成状況

指標名	A 基準値	B 目標値	C 達成値	D 達成状況
環境基準の達成度 (%)	(平成10年度) 0%	(平成19年度)	(平成19年度) 100%	全測定局でNOx、SPMとも環境基準を達成しました。
公害の苦情処理に係る相談者の満足度 (%)	(平成10年度) 64%	(平成19年度) 80%	(平成19年度) 60%	達成率75%でした。

指標名の定義： 環境測定局(15年度までに4局、16年度から3局)におけるNOx、SPMの環境基準の達成割合
 公害の苦情処理相談に満足した人 / 相談者数

成果指標

指標名	定義	目標水準
公害の苦情処理に係る相談者の満足度	年間の苦情処理件数のうち、区の処理に対して「満足」又は「一応満足」と感じた件数の割合。	(平成24年度) 80% の水準達成
環境基準の達成度	環境測定局(19年度2局)におけるNOx、SPMの環境基準の達成割合。	(平成19年度) 100% の水準達成
省エネナビモニター件数	家庭向けに省エネナビを貸し出し、成果を報告してもらったモニターの件数。	(平成19年度) 100件の水準達成

施策の達成状況

		単位	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備考
施策成果指標	目標値1	%	80.00	80.00	80.00	平成19年度の苦情処理件数全116件「満足」及び「一応満足」とした件数70件
	実績1	%	56.80	52.90	60.34	
	目標達成率1 = /	%	71.00	66.13	75.43	
	目標値2	%	100.00	100.00	100.00	
	実績2	%	100.00	100.00	100.00	
	目標達成率2 = /	%	100.00	100.00	100.00	
	目標値3	件			100.00	
	実績3	件			37.00	
	目標達成率3 = /	%			37.00	

主な取り組み

本庁、四谷の2測定局で大気質等の常時測定、区内4交差点での大気汚染測定 神田川及び妙正寺川の水質調査
 酸性雨調査 ダイオキシン類調査 自動車騒音・道路交通振動の測定・評価(1.要請限度に関する測定 2.環境
 基準に関する測定) 繁華街の騒音対策 工場・事業所等の臭気・燃料調査 アスベスト除去・建設作業の監視
 有害化学物質の対策 区民・事業者等の意識改革のための環境学習情報センターを核とした啓発事業

課題

自動車排出ガスによる大気汚染は、浮遊粒子状物質(SPM)においては改善され全て基準内におさまるなど解消に向かっ
 っていますが、二酸化窒素については基準超過があり引き続き監視が必要です。また、建築ラッシュ等に伴い、建築作業に
 係る騒音・振動の苦情が増加しており対応に迫られているほか、アスベスト被害に対する区民の関心が高まっており、アス
 ベスト除去工事の監視の充実を図る必要があります。苦情満足度向上のためには、データの蓄積及び職員の専門性の
 向上を図るなど、迅速かつ確な対応ができる体制づくりが不可欠です。
 地球温暖化対策においては、区民や事業者に対して、意識啓発、支援を行っていく上で、効果的なPR方法を用いて広く
 推進していくことが重要です。

評価

総 合 評 価	
<p>総合評価をBとした理由は、区民の環境問題への意識が向上していることや、大気中のダイオキシンや浮遊粒子物質が環境基準を達成していること、区民・事業者等との協働による家庭・事業所における省エネの取り組みが着実に広まっていることです。</p> <p>サービスの負担と担い手 この施策における公害の監視・規制・指導や地球温暖化対策の推進は、法により定められており、区が責任をもって実施する必要があります。</p> <p>適切な目標設定 環境基準を達成することや苦情処理の満足度を上げることは、安全で快適な区民生活に必要であり、目標設定は適切です。</p> <p>効果的・効率的な視点 大気質等の測定方法の工夫や、規制・指導におけるデータ管理の効率化、区民・事業者等との協働による地球温暖化対策事業の実施により、効果的・効率的に施策を推進しています。</p> <p>目的の達成度 調査結果に基づく広域的・継続的な取り組み等により、区測定局における窒素酸化物(NOx)や浮遊粒子物質は環境基準を100%達成し、苦情処理に係る満足度は、目標の80%に対して60%と18年度より向上しました。</p>	B

今後の取り組み・改革の方針

自動車騒音・振動測定については、委託化により効率化を図る予定です。また、臭気調査については排出水の調査を可能にするよう委託契約し、より多様な原因に対する調査を可能にしていきます。
 地球温暖化対策については、「みどりのカーテン」の普及等を実施するとともに、区自らも率先して庁舎・公園等への太陽光・風力発電設備の設置等に取り組んでいきます。また、区外の森林を保全することにより区内の二酸化炭素排出量を削減するカーボンオフセットの仕組みづくり等、独自の取り組みも進めていきます。
 この施策は、新宿区総合計画の基本施策「- 1 - 地球温暖化対策の推進」に引き継いで取り組んでいきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
公害の監視・規制・指導の充実	B	270		
地球温暖化対策の推進	B	272		